

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

平成 19 年 9 月 30 日に金融商品取引法が施行され、特定店頭デリバティブ取引等が新たに本協会の自主規制の範囲となったことに伴う特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員登録の猶予期間（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 50 条第 2 項及び第 66 条第 2 項並びに平成 19 年 9 月 18 日改正（同年 9 月 30 日施行）の「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」付則第 2 項）が平成 20 年 9 月 29 日に終了することとなっていた。

このため本協会においては、当該猶予期間の終了後の取扱いについて外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキングにおいて検討を行い、その検討結果である特定店頭デリバティブ取引等に関する事項の外務員資格試験・外務員資格更新研修への反映等の概要が平成 20 年 9 月 16 日の自主規制会議において、了承されたところである。

このため、当該概要に基づき、別紙のとおり、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会の内部管理責任者等に関する規則」及び「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「外務員規則」という。）

- (1) 協会が登録を受けている外務員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる要件を、次のとおりとし、所要の整備を行う。

（第 4 条の 2 第 1 項）

- ① 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した一種外務員資格試験等（一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験をいう。以下同じ。）の合格者
- ② 平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した試験等により一種外務員、特別会員一種外務員又は特別会員四種外務員の要件を具備した者であり、かつ、平成 21 年 4 月 1 日以降に本協会が指定する方法による社内研修（第 1 項社内研修）を受講し、その結果を本協会に報告した者
- (2) 平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した外務員資格試験等により、外務員資格の要件を具備した者であり、かつ、この改正前の外務員規則第 7 条の 2 の規定に基づき実施した社内研修（第 2 項社内研修）を受講・報告した者に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができることとし、所要の整備を行う。

（第 4 条の 2 第 2 項及び旧第 7 条の 2）

- (3) その他所要の整備を行う。（第 2 条、第 5 条及び平成 19 年 9 月 18 日改正（同年 9 月 30 日施行）の外務員規則付則第 2 項～第 6 項）

2. 「協会の内部管理責任者等に関する規則」(以下「内部管理責任者規則」という。)

外務員規則において、協会員が登録を受けている外務員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる要件を定めることに伴い、内部管理責任者規則においても、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者及び内部管理責任者に任命するための要件について、所要の整備を行う。

(第 11 条、第 11 条の 2、第 14 条、第 14 条の 2 及び第 18 条)

3. 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」(以下「広告規則」という。)

外務員規則において、協会員が登録を受けている外務員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる要件を定めることに伴い、広告規則においても、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告審査担当者に任命するための要件について、所要の整備を行う。

(第 5 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項)

Ⅲ. 施行時期

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現行どおり) 2 一種外務員 外務員のうち、外務員の職務 <u>(第 4 条の 2 に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等 (定款第 3 条第 7 号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。)) に係るものを除く。)</u>を行うことができる者をいう。 3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の外務員の職務及び信用取引等 (信用取引及び発行日取引をいう。以下同じ。) に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。<u>ただし、第 4 条の 2 第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u> 4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券 (次に掲げるものを除く。) に係る外務員の職務 (定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。)並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。<u>ただし、第 4 条の 2 第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u> イ ㄥ (現行どおり) ハ 5 特別会員一種外務員 外務員のうち、登	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 2 一種外務員 外務員のうち、外務員の職務 <u>(定款第 3 条第 7 号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等を除く。)</u>を行うことができる者をいう。 3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の外務員の職務及び信用取引等 (信用取引及び発行日取引をいう。以下同じ。) に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。 4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券 (次に掲げるものを除く。) に係る外務員の職務 (定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。)並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。 イ ㄥ (省 略) ハ 5 特別会員一種外務員 外務員のうち、登

新	旧
録金融機関業務（定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務（登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）<u>、金商法第33条の2第1号に掲げる行為に係るもの及び第4条の2に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。</u>）を行うことができる者をいう。 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務（有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。）並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。<u>ただし、第4条の2第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u> 7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（<u>第4条の2に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。</u>）に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。 <u>（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）</u> <u>第4条の2</u> 協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第3条に規定する登録を受けている外務員でなければ、<u>特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせてはならない。</u> 1 <u>平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員</u>	録金融機関業務（定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務（<u>特定店頭デリバティブ取引等、登録金融機関金融商品仲介行為</u>（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）<u>及び</u>金商法第33条の2第1号に掲げる行為に係るものを除く。）を行うことができる者をいう。 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務（有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。）並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。 7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（<u>同項第1号に掲げる業務に限る。</u>）に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。 （ 新 設 ）

新	旧
<u>資格試験の合格者</u> <u>2 平成21年3月31日以前に実施した試験等により前条第1号に規定する一種外務員、同条第4号に規定する特別会員一種外務員又は同条第6号に規定する特別会員四種外務員の要件を具備した者であり、かつ、平成21年4月1日以降に実施した、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事するために行う、本協会が指定する方法による社内研修であり、かつ、本協会が資格に応じて有効と認めたもの（以下この条において「第1項社内研修」という。）を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、協会員は、登録を受けている外務員のうち、次の各号に掲げる要件をすべて充足する者に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。ただし、協会員と他の協会員との間で、役員又は従業員の異動が恒常的に行われ、平成21年3月31日以前に実施した、平成21年4月1日改正前の「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第7条の2の規定による社内研修（以下この条において「第2項社内研修」という。）の受講結果が共有される場合であって、かつ、本協会が適当と認めたときは、第2号において、当該他の協会員が実施した第2項社内研修を、当該協会員が実施したものとして報告することができる。</u> <u>1 平成21年3月31日以前に実施した試験等により、前条各号に掲げる要件を具備した者</u> <u>2 第2項社内研修を受講させ、その結果が本協会に報告されている者</u> <u>3 前号の報告をした協会員に所属している者</u> <u>3 協会員は、第1項社内研修を実施したとき</u>	

新	旧
(削 る) (削 る) (削 る)	に限る。)から3か月を経過する日が猶予期間後となる場合は、当該3か月を経過する日までの間。)に第7条の2の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。 3 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号。以下、この付則において「改正法」という。）附則第18条に規定するみなし登録第一種業者又は同法附則第54条に規定するみなし登録金融機関（以下、この付則において「みなし登録業者」という。）である協会員は、猶予期間に、第3条第2項の規定にかかわらず、新金融商品取引法（改正法附則第14条に規定する新金融商品取引法をいう。以下同じ。）第64条第1項の規定により登録を受けた外務員以外の者に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。その者につき猶予期間内に第7条の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受けるまでの間も、同様とする。 4 前項の協会員は、猶予期間に、前項の規定により外務員の職務を行わせる役員又は従業員に、会員にあっては第4条第1号から第3号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあっては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、第7条の2の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。 5 この改正の施行の日以後に新金融商品取引法第29条の金融商品取引業に係る登録又は同法第33条の2の登録金融機関業務に係る登録を受けた者が本協会に加入する場合であつて、猶予期間に、その役員又は従業員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせようとするときは、第7条の2の規定にかかわらず、第7条の登録の申請を行う

新	旧
(削 る) 付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	<u>ことができる。</u> <u>6 前項の協会員は、猶予期間に、前項の規定により外務員の職務を行わせる役員又は従業員に、会員にあっては第 4 条第 1 号から第 3 号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあっては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、第 7 条の 2 の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。</u>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
協会の内部管理責任者等に関する規則	協会の内部管理責任者等に関する規則
(営業責任者の資格要件)	(営業責任者の資格要件)
第 11 条 会員は、平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下、「会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。	第 11 条 会員は、平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下、「会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。<u>ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u>
2 店頭デリバティブ取引会員は、<u>会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験（以下、「特別会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u>	2 店頭デリバティブ取引会員は、<u>その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u>
3 特別会員は、会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならぬ。	3 特別会員は、会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、<u>会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならぬ。また、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u>

新	旧
4 (現行どおり) (特定店頭デリバティブ取引等に係る特例) 第 11 条の 2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者に任命してはならない。 1 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者 2 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下、「外務員規則」という。)第 4 条の 2 第 1 項に定める第 1 項社内研修を受講し、当該第 1 項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者 3 平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した外務員規則第 4 条の 2 第 2 項に定める第 2 項社内研修を受講し、当該第 2 項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者で、かつ、報告をした協会員に所属している者 (内部管理責任者の資格要件) 第 14 条 会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。 2 店頭デリバティブ取引会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。 3 特別会員は、試験規則による特別会員内部	4 (省 略) (新 設) (内部管理責任者の資格要件) 第 14 条 会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。<u>ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理を担当する内部管理責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u> 2 店頭デリバティブ取引会員は、<u>その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u> 3 特別会員は、試験規則による特別会員内部

新	旧
管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。	管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、<u>会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。また、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理を担当する内部管理責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。</u>
(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例)	(新 設)
第 14 条の 2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、<u>特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者に任命してはならない。</u> 1 <u>平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</u> 2 <u>平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した外務員規則第 4 条の 2 第 1 項に定める第 1 項社内研修を受講し、当該第 1 項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</u> 3 <u>平成 21 年 3 月 31 日以前に実施した外務員規則第 4 条の 2 第 2 項に定める第 2 項社内研修を受講し、当該第 2 項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者で、かつ、報告をした協会員に所属している者</u>	
(協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)	(協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)
第 18 条 (現行どおり) 2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から 6 か月間に限り、第	第 18 条 (省 略) 2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から 6 か月間に限り、第

新	旧
<u>11 条、第 11 条の 2、第 14 条又は第 14 条の 2</u>の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。 1 〃 （ 現行どおり ） 3 3 （ 現行どおり ） 4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、<u>第 11 条、第 11 条の 2、第 14 条又は第 14 条の 2</u>の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から 6 か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。 付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	<u>11 条又は第 14 条</u>の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。 1 〃 （ 省 略 ） 3 3 （ 省 略 ） 4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、<u>第 11 条又は第 14 条</u>の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から 6 か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。

「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 (協会の内部審査等) 第 5 条 (現行どおり) 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下、「外務員規則」という。)</u> 第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者で、かつ、次の第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する者に限る。 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」(平成 18 年 4 月 1 日施行前のものをいう。以下同じ。)による会員営業責任者資格試験の合格者 3 「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>外務員規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又</u>	広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 (協会の内部審査等) 第 5 条 (省 略) 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>第 4 号に掲げる者に限る。</u> 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」(平成 18 年 4 月 1 日施行前のものをいう。以下同じ。)による会員営業責任者資格試験の合格者 3 「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、<u>第 6 号に掲げる者に限る。</u>

新	旧
は同条第2項第2号及び第3号を充足する者で、かつ、次の第1号から第5号のいずれかに該当する者に限る。 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者 3 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者 5 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者 6 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第2項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。 5 店頭デリバティブ取引会員は、<u>外務員規則第4条の2第1項第1号に該当する者、同項第2号に規定する第1項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第2項第2号及び第3号を充足する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。</u> 1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者 3 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者 5 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者	1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者 3 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者 5 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者 6 その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者 4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、第2項各号のいずれかに該当する者でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。 5 店頭デリバティブ取引会員は、<u>その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。</u>

新	旧
付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	